

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「液体窒素の購入」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2026年 4月 1日 から 2027年 3月31日
- (5) 納 入 場 所: 別途仕様書指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号: 110-0015

所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター

担 当 部 署: 総務部 契約課

フリガナ: イイズミ ジュンコ

担当者名: 飯泉 順子

電話番号: 03-5816-7765

F A X: 03-3834-5265

M a i l: keiyaku-info@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2026年 2月25日(水) 午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類(電子メール可)

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「物品の製造」または「物品の販売」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2026年 2月 6日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2026年2月6日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「液体窒素の購入」

2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）

- (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
- (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
- (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

液体窒素の購入 仕様書

2026 年度

公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 納入期間及び日時.....	1
4. 納入場所及び納入条件.....	1
5. 納入方法.....	1
6. 購入品仕様.....	1
7. 適用法規及び規定等.....	2
8. 提出書類.....	2
9. 検収条件.....	2
10. 支給品および貸与品.....	2
10.1 支給品	2
10.2 貸与品	2
11. 契約不適合責任.....	2
12. 協議.....	2

1. 件名
液体窒素の購入
2. 目的
本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所において、分析機器の冷却のために使用する液体窒素の購入の仕様について定めたものである。
3. 納入期間及び日時
 - (1) 納入期間
2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
 - (2) 納入日時
納入日は、センター検査分析部六ヶ所分析課（以下「六ヶ所分析課」という。）が発行する「納入指示通知書」の「納入指示年月日」とする。
納入時刻は、六ヶ所分析課と協議のうえ、その決定に従うものとする。
4. 納入場所及び納入条件
 - (1) 納入場所
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設内指定場所
 - (2) 納入条件
持込渡し
5. 納入方法
 - (1) 超低温容器の受け取り
 - 1) 六ヶ所分析課は、受注者と日程等調整のうえ、納入日、数量等を記載した納入指示書を受注者に送付し、作業を指示する。
 - 2) 受注者は、納入指示書を受領後、「4. (1) 納入場所」に示す場所で、六ヶ所分析課所有の超低温容器を受け取ること。
 - (2) 液体窒素の充填
 - 1) 受注者は、指定数量の液体窒素を超低温容器に充填すること。
 - 2) 受注者は、指定数量の液体窒素が充填されたことを重量計の数値で確認すること。
 - (3) 超低温容器の納入
 - 1) 受注者は、液体窒素が充填された超低温容器を「4. (1) 納入場所」に示す場所へ納入すること。
 - 2) 受注者は、納品書を六ヶ所分析課に提出すること。
6. 購入品仕様
品名：液体窒素
規格：100L
数量：72 本（予定）

7. 適用法規及び規定等

- (1) 高圧ガス保安法
- (2) その他、関係法令等

8. 提出書類

No	書類	提出時期	部数
1	納品書	納入時	1

(提出場所) 六ヶ所分析課

9. 検収条件

「4. (1) 納入場所」に納入後、外観検査、員数検査の合格及び「8. 提出書類」の提出をもって検収とする。

10. 支給品および貸与品

10.1 支給品

なし

10.2 貸与品

- (1) 品名：超低温容器
- (2) 員数：4 台
- (3) 貸与及び返却場所：4. (1)と同じ
- (4) 貸与及び返却時期：六ヶ所分析課と協議の上決定
- (5) 貸与及び返却方法：手渡し

11. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、納入物品に仕様書や契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、当該物品に係る修理、取り替え、代替物若しくは不足分の引き渡しその他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

12. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議のうえ、その決定に従うこと。

以上